

## 非常変災時の登下校について

令和8年5月29日より、気象の警報などが大きく変わりました。変更を踏まえ、本校では、非常変災時の対応につきまして、以下のとおりまとめました。ご確認くださいませようお願いいたします。

## 【レベル5 特別警報が発表されている場合】

## ★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

- ① 午前7時現在、堺市にレベル5 特別警報が発令されている場合は、臨時休校とします。
- ② 午前7時までに堺市のレベル5 特別警報が解除された場合は、平常通りの登校となります。
- ③ 午前7時以降に、堺市にレベル5 特別警報が発令された場合は、原則として、ただちに授業を中止し、学校で子どもを保護します。堺市に大津波警報が発令された場合は、ただちに校内の安全な場所へ避難します。学校ホームページやtetoru（テトル）等にての学校からの連絡をお待ちください。

学校からの連絡後、保護者の方のお迎えをお願いします。

## 【レベル5 特別警報の発令（解除）時刻と対応について】

時 刻	対 応
午前7時までに堺市のレベル5 特別警報が解除	平常授業
午前7時現在、堺市にレベル5 特別警報が発令	臨時休校
午前7時以降、堺市にレベル5 特別警報が発令	保護者の方のお迎えをお願いします

## 【暴風警報・レベル4 大雨危険警報が発表されている場合】

○暴風警報・レベル4 大雨危険警報の発令時刻により休校等を判断します。

(台風以外でも発令されることがあります。)

- ① 午前7時現在、堺市に暴風警報・レベル4 大雨危険警報が発令されている場合は、臨時休校とします。
- ② 午前6時までに堺市の暴風警報・レベル4 大雨危険警報が解除された場合は、平常通りの登校となります。
- ③ 午前7時以降から午前11時までの間に堺市に暴風警報・レベル4 大雨危険警報が発令された場合は、全学年とも、給食を食べて午後1時20分下校（A下校）とします。バス停留所で保護者に引き渡せなかった場合は、学校に戻り、保護者等のお迎えがあるまで学校で子どもを保護します。
- ④ 午前11時以降に堺市に暴風警報・レベル4 大雨危険警報が発令された時は、原則として通常の下校時刻になります。

## 【暴風警報・レベル4 大雨危険警報の発令（解除）時刻と対応について】

時 刻	対 応
午前7時までに堺市の暴風警報・レベル4 大雨危険警報が解除	平常授業
午前7時現在、堺市に暴風警報・レベル4 大雨危険警報が発令	臨時休校
午前7時から11時までに堺市に暴風警報・レベル4 大雨危険警報が発令	全学年とも午後1時20分下校（A下校）
午前11時以降に堺市に暴風警報・レベル4 大雨危険警報が発令	原則として通常の下校

## ※ 一旦登校した児童生徒の下校方法について

- ・個人バス登下校者もスクールバスで下校し、保護者には、バス停までのお迎えをお願いすることを原則とします。
- ・暴風警報・レベル4 大雨危険警報が発令された場合、スクールバス下校か、放課後等デイサービスを利用するのか、保護者の方で放課後等デイサービス事業所へ連絡をしたうえで学校までお知らせください。
- ・暴風警報・レベル4 大雨危険警報発令中、放課後等デイサービスの利用が可能かどうかを、あらかじめ事業所にご確認ください。([その他]の項目をご覧ください。)

※ 状況によっては予定より早く下校になることもあります。学校から連絡がとれるようにしておいてください。

## 【レベル3大雨警報が発表されている場合】

- 午前7時現在、堺市にレベル3大雨警報が発表され、かつ、JR 阪和線、南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している（一部運休は除く）場合は、レベル4大雨危険警報と同じ扱いになります。（臨時休校）
- 線状降水帯の発生が予想され、子どもたちに危険が及ぶ雨量と判断される場合については、上記の条件を満たしていなくても、臨時休業とすることがあります。その場合は、事前に学校よりお知らせいたします。

## 【レベル3大雨警報の発令かつJR 阪和線、南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している（一部運休は除く）場合の時刻と対応について】

時刻	対応
午前7時までに堺市のレベル3大雨警報が解除	平常授業
午前7時現在、堺市にレベル3大雨警報が発令かつ3線運休	臨時休校
午前7時から11時までに堺市にレベル3大雨警報が発令かつ3線運休	全学年とも午後1時20分下校（A下校）
午前11時以降に堺市にレベル3大雨警報が発令かつ3線運休	原則として通常の下校

※局地的な大雨など、危険が感じられる時は、決して無理に、登校しないでください。

※レベル5特別警報・暴風警報・レベル4大雨危険警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、バスの通行や登校が危険な場合があります。安全を確認した上で、スクールバスを運行します。原則、レベル3大雨警報、洪水警報では休校にはなりません。状況によっては臨時休校になる場合もあります。

※大雨や洪水、交通渋滞等で到着予定時刻より15分待ってもバスが到着しない時は、いったん自宅に戻り、バス会社からの連絡を待っていただくようお願いします。

（大幅にバスの到着時刻が遅れる場合は、可能な限りスクールバス添乗員より連絡があります。）

## 【熱中症特別警戒情報が発表されている場合】

- 前日の午後2時に発表される、翌日を対象とした熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が大阪府に発表された場合は、臨時休業とします。その場合は、前日の午後2時以降に学校よりお知らせいたします。（通知日以前の発表事例はなし）

<熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）とは>

翌日の気象条件等の予想に基づき、「健康に重大な被害が生じるおそれがある」ことが予想される場合、

14時に都道府県単位で翌日の熱中症特別警戒情報が発表されます。

例：8月27日午後2時に環境省から発表 ⇒ 8月28日は臨時休業

## 【雷が鳴っている場合】

### 1 登校前

- 雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から30分以上経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。

### 2 始業後

- 屋外での活動を中止し、雷が収まり、30分以上経過するまで子どもを屋外に出さないようにします。
- 下校時に雷が鳴っている場合、個人バス登下校の生徒はバス停まで保護者のお迎えをお願いします。バス停に保護者のお迎えが無い場合は、バスは学校に引き返しますこととなります。その場合は、学校までお子さんのお迎えをお願いします。

## 【大地震発生の場合】

### 1 登校前

- 堺市域（一部でも）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
- 震度4以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に登校しないでください。
- 震度4以下の地震であっても、状況によっては、「臨時休校」を行うことがあります。その際は、学校ホームページやtetoru（テトル）等でお知らせします。  
※交通渋滞等で到着予定時刻より15分待ってもバスが到着しない時は、いったん自宅にもどり、バス会社からの連絡を待っていただくようお願いします。
- 上記にかかわらず、想定をはるかに越えるような大地震が発生した場合（例えば、登校の時刻になっても大渋滞が続き、電話も混線しているような時）は、臨時休校とします。

### 2 始業後

- こどもの安全を確保し、引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで、学校で子どもを保護します。
- 時間が大幅に経過しても学校から連絡【ホームページ・tetoru等】が無い場合には、システムの故障や不備等が考えられます。その場合は、学校に保護者の迎えをお願いします。

## 【津波警報・大津波警報が発表されている場合】

- 各家庭で津波が発生したときにとるべき行動や、避難場所等をあらかじめ話し合っておいてください。

### 1 登校前

- 津波避難対象地域
  - ・津波警報、大津波警報→市から避難指示が出ますので、直ちに避難を開始してください。
- 津波注意地域
  - ・津波警報 →情報収集に努めてください。大津波警報に更新され、想定を上回る津波が発生する可能性も考えられるため、注意してください。
  - ・大津波警報→想定を上回る津波が発生した場合、市から避難指示が出ますので、直ちに避難を開始してください。

※本校の場合、通学区域に津波避難対象地域、津波注意地域もあるため津波警報・大津波警報が発表された場合は、臨時休校になります。

### 2 始業後

- 学校はただちに授業を打ち切り、こどもの安全を確保します。校外学習などの場合は状況に応じて避難誘導します。
- 引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで避難所（学校）で子どもを保護します。

## 【その他】

暴風警報、レベル5特別警報特別警報、レベル3大雨警報・レベル4大雨危険警報の発令が予想される場合は、下校時刻の変更の可能性があるため以下のような調査を事前に行います。デイサービスを利用される場合は、事前に放課後等デイサービス事業所の警報発令時における利用確認等をよろしくお願いします。

見本

### 【下校時刻が変更になった場合のアンケート】

#### ○月△日(□)に下校が早くなった場合の下校方法について

○月△日(□)に、学校にいる間に警報が発令され下校時刻がから 13:20 下校に変更になった場合の下校方法について、以下のアンケートにご記入のうえ、○月△日(□)の登校時、連絡帳にはさんでご提出ください。通常の下校が 13:20 の学年や臨時休校になった場合は、提出の必要はありません。また、レベル5特別警報が発令された場合は、保護者のお迎えが必要になります。

#### 13:20 下校に変更になった場合

※通常の下校時刻が 13:20 の学年は、提出の必要はありません。

(①～③のいずれかに○をつけてください。)

① ( ) バス停まで迎えに行きますので、バスで下校させます。

② ( ) 予定通りデイサービスを利用します。

(全校 13:20 下校になった場合は、保護者よりデイサービスに連絡をお願いします。)

※下校時間が変わる場合には、保護者よりデイサービスへ連絡をしてください。

③ ( ) 保護者が学校に迎えに行きます。

※15:00 下校については、従来通り、連絡帳に記入をお願いします。

○緊急時の休校等については、可能な限り、学校ホームページや tetoru 等でお知らせします。

また、必要に応じて電話連絡します。

○児童生徒の安全の確保のために、ご協力をお願いいたします。